

主な論点に係るこれまでの議論や意見等

(1) ①関係（農地制度等における地方分権の意義）

農地・農村部会（平成25年11月28日報告書）抄

- ・本格的な人口減少社会の到来など社会情勢が変化する中であって、今後のまちづくりに当たっては、農地をはじめとした非都市的な利用と都市的な利用を含め、総合的な視点で土地利用を捉えていくことが一層重要
- ・地方分権の取組を進め、地方が農地を含めた土地利用に関して権限と責任を担うことは、土地の有効活用や農地を農地として適正に確保していくことに資するものであり、…地域の実情に応じた総合的なまちづくりが可能となる…事務手続きの迅速化が図られることにより、より機動的にまちづくりのニーズに対処することが可能となる

(1) ②関係（農地の総量確保を図るための仕組みとの関わり）

農地・農村部会（平成25年11月28日報告書）抄

- ・国は、食料自給率の向上の観点から、農地の総量確保の仕組みをしっかりと構築することなどに責任を持つ一方、地方はその具体の執行や管理を担うこととし、個別の農地転用等に係る事務・権限についても、地方への権限移譲等を進めていくことが望ましい

(1) ③関係（農地転用の実施主体の在り方）

④関係（国の関与の在り方）

⑤関係（都道府県農業会議の意見聴取手続きの在り方）

農地・農村部会（平成25年11月28日報告書）抄

- ・農地転用に係る事務・権限については地方（最終的には市町村）に移譲を進める
- ・条例による事務処理特例制度の活用により農地転用に係る事務・権限についても都道府県から市町村への分権が進んでいることを積極的に評価すべきではないかとの指摘
- ・国の関与（2ha超4ha以下の農地転用に係る大臣協議）については、これを廃止していくべき
- ・都道府県農業会議の意見聴取手続きについて、その在り方を見直すべきではないかとの指摘

全国知事会（平成25年7月9日決定「地方分権改革の推進について」）抄

- ・実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、農地転用に関する事務・権限を移譲すること。
- ・平成21年に施行された改正農地法附則の規定に基づく農地法見直しに際しては、地方との協議を十分行うこと。
- ・農地転用など土地利用規制に関する同意・協議については、これを廃止することにより、地域における機動的かつ効果的な政策展開が可能となり、地域経済の成長にも資するものであることから、優先的に見直しを進めること。

全国市長会

- ・ 農地転用許可権限、農業振興地域の指定・変更等権限を市に移譲するとともに、農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議を廃止することにより、それぞれの地域において、農業と工業、市街地のバランスある地域独自の土地利用が促進されるとともに、生産性の高い農業と産業の集積の実現による地域振興を図ることができる。また、耕作放棄地となるリスクの低減、違法転用の解消、さらには企業の海外移転等による産業の空洞化の防止、地域における雇用の創出や企業誘致による自主財源の確保等、地域経済の活性化を図ることができるようになる。(平成 25 年 7 月 10 日決定「地域の元気創造・活性化のために～地域が元気になるための権限移譲、義務付け・枠付けの見直し～」) 抄
- ・ 農地転用許可事務に係る 都道府県農業会議への諮問を、不要とするよう必要な措置を講じること。(平成 20 年 11 月決定「農業の振興に関する要望」) 抄

全国町村会 (平成 25 年 7 月 4 日決定「平成 26 年度政府予算編成及び施策に関する要望」) 抄

- ・ 優良農地の確保と有効利用の促進にあたっては、地域の実態に応じた土地利用がはかられるよう、土地利用にかかる権限を町村に移譲すること。
- ・ 都道府県農業会議の意見聴取の義務付けを見直すこと。

農林水産省 (「国から地方への事務・権限の移譲等に関する各府省の回答の概要等(報告)」(平成 25 年 5 月 15 日内閣府地方分権改革推進室) 抄

- ・ 農地は、国民に対する食料供給のための生産基盤であり、国土保全等の多面的機能を果たしている、有限で貴重な資源。農地が存在する生産地と食料の供給先である消費地は全都道府県内等では完結せず、優良農地を確保していくことは国の責務。
- ・ 規模の大きな農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要。
- ・ 産業競争力会議において、「攻めの農業」を進める上で、「農地のフル活用」や「食料自給力の向上」(農地の確保)を目指すことで一致がみられているところ。
- ・ 転用許可実績をみると、都道府県によるものが件数ベースで全体の 99.9% (面積ベースで 94.9%) を占め、ごくわずかだが、強い農業づくりの基盤となる規模の大きな農地の転用許可に限って国が関わることとしているところ。
- ・ 平成 21 年の農地法等の一部を改正する法律附則第 19 条第 4 項において、同法施行後 5 年(平成 26 年)を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところ。

農地転用許可の状況（平成23年）

（農地・農村部会 農林水産省提出資料により内閣府作成）

転用面積	許可権者	許可実績	
		件数	面積
2ha以下	都道府県知事	62,879 件 (99.8 %)	4,957 ha (93.8 %)
2ha超、 4ha以下	都道府県知事 (農林水産大臣に協議)	57 件 (0.09 %)	139 ha (2.6%)
4ha超	農林水産大臣	42 件 (0.07 %)	188 ha (3.6 %)
合 計		62,978 件	5,284 ha

資料：農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査」
農林水産省農村振興局農村計画課調べ

農地転用面積	許可件数
4 h a 超 6 h a 以下	20 件
6 h a 超 8 h a 以下	7 件
8 h a 超 10 h a 以下	5 件
10 h a 超 12 h a 以下	0 件
12 h a 超 14 h a 以下	4 件
14 h a 超 16 h a 以下	3 件
16 h a 超 18 h a 以下	0 件
18 h a 超 20 h a 以下	0 件
20 h a 超 22 h a 以下	0 件
22 h a 超 24 h a 以下	0 件
24 h a 超 26 h a 以下	0 件
26 h a 超 28 h a 以下	1 件
28 h a 超 30 h a 以下	0 件
30 h a 超 32 h a 以下	0 件
32 h a 超 34 h a 以下	2 件
合 計	42 件

（参考）農林水産省農村振興局農村計画課調べ

農業振興地域制度の改正（平成21年度制度改正）

○ 農業振興地域制度について、優良農地の確保を図るための仕組みを充実させるとともに、農用地区域からの除外を厳格化。

農振法の改正

① 優良農地の確保を図るための仕組みの充実

ア 国の基本指針及び都道府県の基本方針に確保すべき農用地面積の目標を明記。
イ 国は、毎年、都道府県の面積目標の達成状況を把握し公表。
ウ 面積目標の達成状況が著しく不十分な都道府県に対し、国は、講ずべき措置の内容を示して是正を要求。

② 農用地区域からの除外の厳格化

・ 従来の除外要件に加え、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、除外不可。

③ 公共施設の開発行為の法定協議制度の導入

対象：農用地区域内において国・地方公共団体が学校、病院、社会福祉施設、庁舎及び宿舍の用に供するために行う開発行為
協議：事業実施主体（国・地方公共団体）が許可権者（都道府県知事）に協議。
協議が成立すれば許可があったものとみなす。

農振法施行令・農振法施行規則の改正

① 農用地区域への編入の促進（政令改正）

・ 農作業効率の高い集团的な優良農地の確保を図るため、農用地区域に含めべき土地の集団性基準を20ha以上から10ha以上に引き下げ。
（平成22年6月1日より施行）

② 「27号計画」による農用地区域からの除外の厳格化（省令改正）

ア 対象施設を、当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設に限定。
イ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、除外不可。
ウ 国の補助等による農用地の区画整理等の面的整備事業が完了後8年を経過していない土地は、除外不可。
エ 市町村が27号計画に従って地域の農業の振興が図られているか否かを定期的に検証。

※ 施行日（H21年12月15日）までに、「27号計画」に基づく施設についての農振整備計画の変更の公告（農振法第11条第1項）がなされているときは、改正前の規定を適用。

平成24年の農用地区域内の農地面積
(平成24年12月1日現在)

(単位：千ha)

	H24年 農地面積	(参考)		
		対前年 増減	除外等	編入等
北海道	1,111.4	1.5	▲ 0.5	2.0
青森	134.5	0.0	▲ 0.5	0.5
岩手	152.3	—	—	—
宮城	113.4	—	—	—
秋田	143.2	0.1	▲ 0.2	0.3
山形	122.0	0.0	▲ 0.1	0.1
福島	138.2	—	—	—
茨城	126.5	0.2	▲ 0.8	1.0
栃木	101.2	▲ 0.0	▲ 0.4	0.4
群馬	61.6	0.2	▲ 0.4	0.6
埼玉	64.1	0.1	▲ 0.2	0.3
千葉	96.7	▲ 0.0	▲ 0.4	0.4
東京	1.9	0.1	▲ 0.0	0.2
神奈川	10.5	0.0	▲ 0.1	0.1
山梨	23.3	▲ 0.5	▲ 0.7	0.3
長野	94.1	▲ 0.3	▲ 0.9	0.5
静岡	56.9	0.1	▲ 0.4	0.5
新潟	165.8	▲ 0.0	▲ 0.1	0.1
富山	55.8	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0
石川	38.7	▲ 0.1	▲ 0.3	0.2
福井	38.2	▲ 0.0	▲ 0.1	0.1
岐阜	44.4	▲ 0.0	▲ 0.2	0.1
愛知	58.9	▲ 0.8	▲ 1.2	0.3
三重	53.3	0.1	▲ 0.2	0.2

	H24年 農地面積	(参考)		
		対前年 増減	除外等	編入等
滋賀	50.7	0.0	▲ 0.1	0.1
京都	23.3	▲ 0.2	▲ 0.3	0.1
大阪	4.6	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0
兵庫	62.1	▲ 0.0	▲ 0.2	0.1
奈良	15.9	▲ 0.0	▲ 0.2	0.1
和歌山	30.5	▲ 0.4	▲ 0.5	0.1
鳥取	31.1	▲ 0.2	▲ 0.5	0.3
島根	38.0	▲ 0.3	▲ 0.4	0.2
岡山	56.2	▲ 1.1	▲ 1.5	0.3
広島	48.0	▲ 3.0	▲ 3.5	0.4
山口	40.2	▲ 0.8	▲ 1.0	0.3
徳島	28.7	▲ 1.6	▲ 1.6	0.1
香川	26.4	▲ 0.8	▲ 1.7	0.9
愛媛	44.5	0.2	▲ 0.3	0.4
高知	28.7	▲ 1.6	▲ 1.8	0.2
福岡	71.6	0.0	▲ 0.2	0.2
佐賀	55.7	1.8	▲ 0.6	2.5
長崎	43.6	▲ 0.2	▲ 0.9	0.7
熊本	92.6	▲ 0.2	▲ 0.4	0.3
大分	54.2	▲ 0.7	▲ 0.8	0.2
宮崎	62.4	0.9	▲ 0.3	1.2
鹿児島	103.0	0.2	▲ 0.5	0.8
沖縄	37.0	▲ 0.1	▲ 0.5	0.4
全国	4,056.1	—	—	—
被災3県除き	3,652.1	▲ 7.3	▲ 25.6	18.4

農林水産省農村振興局農村計画課調べ

※ 全国計の増減は、被災3県を除き算出している。

※ 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県の9町村については、平成21年の農地面積からこれまでの農用地区域の除外・編入手続きを行った面積を踏まえ算出している。

※ 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

※ 平成22年の「基本指針」における平成32年時点で確保すべき農用地区域内の農地面積の目標は415万ha。